# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年２月２日 |
| 【会社名】 | 昭栄株式会社 |
| 【英訳名】 | Shoei Company, Limited. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役社長CEO　藤 岡 正 男 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区神田錦町一丁目２番地１ |
| 【電話番号】 | (03)3292－3381(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理・税務グループ担当　小 髙 好 展 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区神田錦町一丁目２番地１ |
| 【電話番号】 | (03)3292－3381(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理・税務グループ担当　小 髙 好 展 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町２番１号) |

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成23年12月20日開催の取締役会において、ヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」といい、当社と併せて「両社」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、ヒューリックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）の方法により両社が経営統合することを定めた統合基本契約書（以下「本統合基本契約」といいます。）を締結することを決議し、同日、本統合基本契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３の規定に基づき、臨時報告書を提出しました。その後、当社は、平成24年２月２日開催の取締役会において、本合併に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結することを決議し、同日、本合併契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

２ 報告内容

（１）本合併の相手会社に関する事項

（３）本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本統合基本契約の内容

（４）本合併に係る割当ての内容の算定根拠

（５）本合併の後の存続会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

(訂正前)

（１）本合併の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|---|---|
| 商号 | ヒューリック株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都中央区日本橋二丁目５番13号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 西浦 三郎 |
| 資本金の額 | 12,326百万円（平成22年12月31日現在） |
| 純資産の額 | （連結）98,644百万円（平成22年12月31日現在）<br>（単体）90,620百万円（平成22年12月31日現在） |
| 総資産の額 | （連結）455,903百万円（平成22年12月31日現在）<br>（単体）424,045百万円（平成22年12月31日現在） |
| 事業の内容 | 不動産の所有・賃貸・売買及び仲介事業、その他関連事業 |

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結） （単位：百万円）

| | 平成20年12月期 | 平成21年12月期 | 平成22年12月期 |
|---|---|---|---|
| 営業収益 | 31,221 | 31,229 | 33,616 |
| 営業利益 | 15,519 | 14,390 | 15,289 |
| 経常利益 | 10,934 | 10,939 | 12,396 |
| 純利益 | 5,917 | 22,042 | 11,562 |

（単体）　　（単位：百万円）

| | 平成20年12月期 | 平成21年12月期 | 平成22年12月期 |
|---|---|---|---|
| 営業収益 | 30,669 | 30,220 | 30,730 |
| 営業利益 | 14,296 | 13,042 | 13,744 |
| 経常利益 | 10,289 | 10,101 | 11,114 |
| 純利益 | 5,485 | 21,584 | 10,567 |

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成23年６月30日現在）

| 氏名又は名称 | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 |
|---|---|
| 東京建物株式会社 | 9.25% |
| 明治安田生命保険相互会社 | 8.93% |
| 株式会社損保ジャパン | 8.92% |
| 安田不動産株式会社 | 5.94% |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託沖電気工業口<br>再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 5.75% |
| 安田倉庫株式会社 | 5.65% |
| 日本抵当証券株式会社 | 5.47% |
| みずほキャピタル株式会社 | 5.24% |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 4.55% |
| 昭栄株式会社 | 4.07% |

④ 当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 平成23年9月30日現在、当社はヒューリックの普通株式7,000,000株（発行済株式総数の4.07%に相当）を保有しております。その他に特筆すべき資本関係はありません。 |
| 人的関係 | 特筆すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係 | ヒューリックと当社は、通常の事業運営において、不動産投資案件に共同で出資しております。その他に特筆すべき取引関係はありません。 |

(訂正後)

（１）本合併の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|---|---|
| 商号 | ヒューリック株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都中央区日本橋二丁目５番13号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 西浦 三郎 |
| 資本金の額 | 12,326百万円（平成23年12月31日現在） |
| 純資産の額 | （連結）104,356百万円（平成23年12月31日現在）<br>（単体）95,834百万円（平成23年12月31日現在） |
| 総資産の額 | （連結）476,244百万円（平成23年12月31日現在）<br>（単体）442,562百万円（平成23年12月31日現在） |
| 事業の内容 | 不動産の所有・賃貸・売買及び仲介事業、その他関連事業 |

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）　（単位：百万円）

| | 平成21年12月期 | 平成22年12月期 | 平成23年12月期 |
|---|---|---|---|
| 営業収益 | 31,229 | 33,616 | 74,738 |
| 営業利益 | 14,390 | 15,289 | 19,841 |
| 経常利益 | 10,939 | 12,396 | 16,896 |
| 純利益 | 22,042 | 11,562 | 9,336 |

（単体）　（単位：百万円）

| | 平成21年12月期 | 平成22年12月期 | 平成23年12月期 |
|---|---|---|---|
| 営業収益 | 30,220 | 30,730 | 67,268 |
| 営業利益 | 13,042 | 13,744 | 18,322 |
| 経常利益 | 10,101 | 11,114 | 15,908 |
| 純利益 | 21,584 | 10,567 | 8,781 |

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成23年12月31日現在）

| 氏名又は名称 | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 |
|---|---|
| 東京建物株式会社 | 9.25% |
| 明治安田生命保険相互会社 | 8.93% |
| 株式会社損害保険ジャパン | 8.92% |
| 安田不動産株式会社 | 5.94% |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託沖電気工業口<br>再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 5.75% |
| 安田倉庫株式会社 | 5.65% |
| 日本抵当証券株式会社 | 5.47% |
| みずほキャピタル株式会社 | 5.24% |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 4.55% |
| 昭栄株式会社 | 4.07% |

④ 当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 平成23年12月31日現在、当社はヒューリックの普通株式7,000,000株（発行済株式総数の4.07%に相当）を保有しております。その他に特筆すべき資本関係はありません。 |
| 人的関係 | 特筆すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係 | ヒューリックと当社は、通常の事業運営において、不動産投資案件に共同で出資しております。その他に特筆すべき取引関係はありません。 |

**(訂正前)**

**（３）本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本統合基本契約の内容**

**① 本合併の方法**

**当社を吸収合併存続会社、ヒューリックを吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により、経営統合を行います。**

**② 本合併に係る割当ての内容**

| | 当社<br>（吸収合併存続会社） | ヒューリック<br>（吸収合併消滅会社） |
|---|---|---|
| 本合併に係る割当ての内容<br>（合併比率） | 1 | 3 |

**（注１）ヒューリックの普通株式１株に対して、当社の普通株式３株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生直前時に当社が保有するヒューリックの株式（平成23年９月30日現在、普通株式7,000,000株）及びヒューリックが保有する自己株式（平成23年９月30日現在、普通株式82株）については、本合併による株式の割当ては行いません。**

**（注２）上記の合併比率等は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、ヒューリックと当社との協議により変更することがあります。**

**（注３）本合併により交付する当社の株式数 ： 普通株式493,937,154株（予定）**
**なお、本合併により交付する株式数は、ヒューリックの自己株式数の変動やヒューリックが発行している新株予約権の権利行使が行われること等により、今後修正される可能性があります。**

**（注４）単元未満株式の取り扱い**
**本合併により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主様においては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本合併の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、取引所金融商品市場において単元未満株式を売却することができません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主様は、単元未満株式に係る以下の制度をご利用いただくことができます。**

**単元未満株式の買増制度（100株への買増し）**
**会社法第194条第１項及び定款の定めに基づき、株主様が所有することとなる当社の単元未満株式の数と併せて単元株式数（100株）となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができる制度です。**

**単元未満株式の買取制度**
**会社法第192条第１項の規定に基づき、株主様が所有することとなる当社の単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することができる制度です。**

**③ その他の本統合基本契約の内容**

**ア 本合併の効力発生日**

**本合併の効力発生日は、平成24年７月１日を予定しています。**

**イ 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い**

**当社が発行している昭栄株式会社第４回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、平成23年12月30日までに償還される予定です。**

**その他の新株予約権の取扱いにつきましては、その方針が確定次第お知らせいたします。**

**ウ その他の事項**

**その他の本合併に関する事項については、今後締結を予定している合併契約書にて規定いたします。**

**（訂正後）**

**（３）本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容**

**① 本合併の方法**

**当社を吸収合併存続会社、ヒューリックを吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により、経営統合を行います。**

**② 本合併に係る割当ての内容**

| | 当社<br>（吸収合併存続会社） | ヒューリック<br>（吸収合併消滅会社） |
|---|---|---|
| 本合併に係る割当ての内容<br>（合併比率） | 1 | 3 |

**（注１）ヒューリックの普通株式１株に対して、当社の普通株式３株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生直前時に当社が保有するヒューリックの株式（平成23年12月31日現在、普通株式7,000,000株）及びヒューリックが保有する自己株式（平成23年12月31日現在、普通株式82株）については、本合併による株式の割当ては行いません。**

**（注２）上記の合併比率等は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、ヒューリックと当社との協議により変更することがあります。**

**（注３）本合併により交付する当社の株式数 ： 普通株式493,937,154株（予定）**
**なお、本合併により交付する株式数は、ヒューリックの自己株式数の変動やヒューリックが発行している新株予約権の権利行使が行われること等により、今後修正される可能性があります。**

**（注４）単元未満株式の取り扱い**
**本合併により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主様においては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本合併の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、取引所金融商品市場において単元未満株式を売却することができません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主様は、単元未満株式に係る以下の制度をご利用いただくことができます。**

**単元未満株式の買増制度（100株への買増し）**
**会社法第194条第１項及び定款の定めに基づき、株主様が所有することとなる当社の単元未満株式の数と併せて単元株式数（100株）となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができる制度です。**

**単元未満株式の買取制度**
**会社法第192条第１項の規定に基づき、株主様が所有することとなる当社の単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することができる制度です。**

**③ その他の本合併契約の内容**

**ア 本合併の効力発生日**

**本合併の効力発生日は、平成24年７月１日を予定しています。**

**イ 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い**

**当社は、本合併に際して、効力発生直前時におけるヒューリックの新株予約権（以下「ヒューリック割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、ヒューリック割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、その所有するヒューリック割当対象新株予約権１個につき、昭栄割当新株予約権（本合併契約別紙記載の当社の新株予約権をいいます。）１個の割合をもって、昭栄割当新株予約権を割当て交付いたします。また、ヒューリックは、新株予約権付社債を発行しておりません。**

**当社は、本合併の効力発生に先立ち、当社が発行している新株予約権について、新株予約権者の皆様に放棄をお願いしていく予定です。また、昭栄株式会社第4回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、すでに償還されており、当社は、その他に新株予約権付社債を発行しておりません。**

**ウ その他の事項**

**本合併契約の内容は、末尾「合併契約書」のとおりです。**

**(訂正前)**

**（４）本合併に係る割当ての内容の算定根拠**

**① 算定の基礎**

**本合併の合併比率については、その算定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、ヒューリックはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、当社はメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。**

**みずほ証券は、ヒューリック及び当社の普通株式の合併比率について、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、両社についてディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます）による算定を行っております。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の合併比率の算定レンジは、ヒューリックの普通株式１株に割り当てる当社の普通株式数を表しております。**

| 採用手法 | 合併比率の算定レンジ |
|---|---|
| 市場株価基準法 | 1.48 ～ 1.52 |
| DCF法 | 2.59 ～ 4.57 |

**なお、市場株価基準法では、平成23年12月19日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社普通株式の算定基準日の終値、算定基準日から遡る１週間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る１ヶ月間の終値の単純平均値、及び算定基準日から遡る３ヶ月間の終値の単純平均値を採用しております。**

**みずほ証券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社の個別の資産・負債について独自の評価又は査定を行っていないこと等を前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたものであることを前提としております。**

**メリルリンチ日本証券は、当社及びヒューリックの市場株価の動向を勘案した市場株価分析及び両社の業績の内容や予想等を勘案したDCF（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）分析を行い、両社の１株当たり株式価値の算定及びかかる算定結果に基づく合併比率の分析を実施しました。当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券から、平成23年12月20日付にてかかる分析の結果を受領し、また、分析の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、末尾の（注）の記載をご参照ください。**

**市場株価分析については、平成23年12月16日を基準日として、基準日の株価終値、基準日から平成23年11月30日（当社が「不動産投資有価証券評価損、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損の計上並びに通期業績予想の修正」を平成23年11月29日に公表した翌営業日）まで、及び基準日から平成23年９月16日（当社が「減損損失の計上、投資有価証券売却益の発生及び通期業績予想並びに配当予想の修正」を平成23年９月15日に公表した翌営業日）まで、それぞれの期間における株価終値を算定の基礎といたしました。**

**メリルリンチ日本証券が当社及びヒューリックの１株当たり株式価値の算定にあたって使用した主要な評価方法並びにかかる１株当たり株式価値の算定結果に基づく合併比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の合併比率の評価レンジは、ヒューリックの株式１株に割り当てる当社の株式数の評価レンジを記載したものです。）。**

| 採用手法 | 合併比率の評価レンジ |
|---|---|
| 市場株価分析 | 1.46 ～ 1.53 |
| DCF分析 | 2.39 ～ 4.70 |

なお、メリルリンチ日本証券は、分析の実施に際し、公開されている又はメリルリンチ日本証券に対して提供され若しくはメリルリンチ日本証券が別途検討し若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しております。また、メリルリンチ日本証券は、ヒューリック経営陣が作成したヒューリックに関する財務予測（以下「ヒューリック予測」といいます。）について、それがヒューリックの将来の業績に関するヒューリックの経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提としております。メリルリンチ日本証券は、当社の指示に従い、当社の経営陣がメリルリンチ日本証券に提供したヒューリックに関する財務予測（以下「昭栄-ヒューリック予測」といいます。）及び当社に関する財務予測について、これらがヒューリック及び当社の将来の業績に関する当社の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提とし、また、ヒューリック予測及び昭栄-ヒューリック予測に反映された将来の業績の相対的な実現可能性に関する当社の経営陣の評価に基づき、当社の指示に従い、分析を実施するにあたり昭栄-ヒューリック予測に依拠しております。メリルリンチ日本証券の分析は、必然的に、当該分析の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてメリルリンチ日本証券が入手可能な情報に基づくものです。クレジット市場、金融市場及び株式市場は異常に不安定な状況が継続しておりますが、メリルリンチ日本証券は、かかる不安定な状況が当社、ヒューリック又は本合併に与える潜在的影響について何ら意見又は見解を述べるものではありません。当該分析の日付以降に発生する事象が分析の内容に影響を与える可能性がありますが、メリルリンチ日本証券は、分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

メリルリンチ日本証券の分析は、当社の取締役会が（当該立場において）本合併の検討において使用するためにその便宜のために作成されたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、メリルリンチ日本証券は、本合併又はそれに関連する事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、本合併に関し、当社のフィナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し、手数料（その相当部分が本合併の完了を条件とします。）を受領いたします。

なお、みずほ証券はヒューリックから、またメリルリンチ日本証券は当社から、ヒューリック及び当社各社の将来の財務見通しの提供を受け、これらをDCF法による分析の基礎としております。みずほ証券及びメリルリンチ日本証券が提供を受けた各々のヒューリックの将来の財務見通しのいずれにおいても、保有する不動産の建替えに伴い発生することが見込まれる除去損の影響等により、当期純利益の大幅な変動が見込まれている年度があります。具体的には、平成26年12月期においてはヒューリックが建替えを予定している不動産が少ないため、前事業年度と比較して大幅な増益が見込まれております。

また、みずほ証券及びメリルリンチ日本証券が提供を受けた各々の当社の将来の財務見通しのいずれにおいても、保有する有価証券や不動産の売却等の影響により、当期純利益の大幅な増減が見込まれている年度があります。具体的には、平成24年12月期及び平成27年12月期においては前事業年度と比較して大幅な増益が、平成25年12月期及び平成28年12月期においては前事業年度と比較して大幅な減益が、それぞれ見込まれております。

みずほ証券及びメリルリンチ日本証券は、ヒューリック及び当社各社の財務見通しの正確性・妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っておりません。

② 算定の経緯

ヒューリックは、みずほ証券による合併比率に関する財務分析の結果を参考に、当社は、メリルリンチ日本証券による合併比率に関する財務分析の結果を参考に、それぞれ各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に

交渉・協議を重ねた結果、上記合併比率につき合意に至り、本日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

③ 算定機関との関係

ヒューリックのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券及び当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるメリルリンチ日本証券は、それぞれヒューリック及び当社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（注）

メリルリンチ日本証券は、各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っているため、メリルリンチ日本証券の分析は全体として考慮される必要があり、一部の分析結果の表明の形で抽出することは、そのような分析の基礎をなす過程についての誤解を招くおそれがあります。分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券は、当社及びヒューリック並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について多数の前提を置いており、その多くは当社及びヒューリックにとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。比較分析に用いた如何なる会社にも、当社又はヒューリックと同一のものはありません。これらの分析は、事業、会社又は証券の価格の鑑定ではなく、かかる分析の結果としての株式価値の範囲は必ずしもこれらが実際に売却される場合の現在又は将来の価格を示すものではなく、これらは分析結果と著しく異なる可能性があります。このように、これらの分析及びその評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。なお、メリルリンチ日本証券は、分析の実施にあたり、当社の指示に従い、一定の前提に基づき一定の新株予約権の行使による当社の普通株式又はヒューリックの普通株式の希薄化を考慮しております。メリルリンチ日本証券は、かかる新株予約権の保有者による新株予約権の行使の有無又はその時期について何ら意見又は見解を表明するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、当社若しくはヒューリック又はそれらの関連会社の資産又は負債（偶発的なものか否かを問わない。）について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また当社及びヒューリック並びにそれらの関連会社の各保有不動産（信託財産である不動産を含みます。）については、当社より提供された評価に依拠しており、それらについて独自の検証は行っておりません。また、メリルリンチ日本証券は、当社若しくはヒューリック又はそれらの関連会社の財産又は資産の実地の見分も行っておりません。メリルリンチ日本証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる法律の下でも、当社又はヒューリックの支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。また、メリルリンチ日本証券は、当社の了解を得た上で、本合併につき、一定の会計・税務上の処理が行われ、本合併が、当社又はヒューリックにとって有税取引とならないことを前提としております。メリルリンチ日本証券は、当社の指示に従い、本合併が重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその条件に従い完了されること、及び本合併に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、当社若しくはヒューリック又は本合併が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること（排除措置又は変更措置が課されることを含みます。）がないことを前提としております。

当社は、メリルリンチ日本証券の実費を負担すること、及び同社の関与から発生する一定の責任について同社に補償することを合意しています。メリルリンチ日本証券の究極の親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーション及びその関係会社は、フルサービスの証券会社且つ商業銀行であり、本合併に係るフィナンシャル・アドバイザリー・サービスとは別に、当社及びヒューリックに対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供し、これに関して手数料を受領することがあります。さらに、メリルリンチ日本証券及びその関係会社は、その通常の業務の過程において、当社、ヒューリック及びそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含みます。）に対して自己又は顧客の勘定で投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

メリルリンチ日本証券の分析は、本合併における合併比率の公正性について何ら意見又は見解を表明するものではなく、また本合併の形態、ストラクチャー等を含め本合併の条件その他の側面（当該分析に明記される範囲における本合併における合併比率分析を除きます。）について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。メリルリンチ日本証券の分析は、本合併に関連して関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価についても、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、他の戦略又は取引と比較した場合における本合併の相対的な利点について、また本合併の実施に関する当社の業務上の意思決定について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。メリルリンチ日本証券は、当社の普通株式の発行時における実際の価値について、また、本合併の発表後又は完了後を含むいかなる時点においても、当社の普通株式又はヒューリックの普通株式の取引価額又はその売買の是非について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、法律上・会計上・税務上の助言を行うものではありません。

(訂正後)

（４）本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本合併の合併比率については、その算定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、ヒューリックはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、当社はメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

ヒューリックは、みずほ証券から平成23年12月20日の本統合基本契約の締結にあたり合併比率算定書の提出を受けております。かかる合併比率算定書における算定結果の概要は以下のとおりです。

みずほ証券は、ヒューリック及び当社の普通株式の合併比率について、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、両社についてディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます）による算定を行っております。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の合併比率の算定レンジは、ヒューリックの普通株式１株に割り当てる当社の普通株式数を表しております。

| 採用手法 | 合併比率の算定レンジ |
|---|---|
| 市場株価基準法 | 1.48 ～ 1.52 |
| DCF法 | 2.59 ～ 4.57 |

なお、市場株価基準法では、平成23年12月19日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社普通株式の算定基準日の終値、算定基準日から遡る１週間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る１ヶ月間の終値の単純平均値、及び算定基準日から遡る３ヶ月間の終値の単純平均値を採用しております。

みずほ証券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社の個別の資産・負債について独自の評価又は査定を行っていないこと等を前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたものであることを前提としております。

メリルリンチ日本証券は、当社及びヒューリックの市場株価の動向を勘案した市場株価分析及び両社の業績の内容や予想等を勘案したDCF（ディスカウンテッド・キャッシュフロー）分析を行い、両社の１株当たり株式価値の算定及びかかる算定結果に基づく合併比率の分析を実施しました。当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券から、本統合基本契約の締結にあたり平成23年12月20日付にてかかる分析の結果を受領しましたが、本合併契約の締結にあたり再度分析の実施を依頼し、平成24年２月２日付にてかかる分析の結果を受領しております。（なお、当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券より、平成24年２月２日付にて、一定の前提条件のもとに、本合併における合併比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。また、当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券から、平成24年２月２日付分析及び意見書（フェアネス・オピニオン）の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、本報告書末尾の（注）の記載をご参照ください。）

市場株価分析については、平成23年12月19日を基準日として、基準日の株価終値、基準日から平成23年11月30日（当社が「不動産投資有価証券評価損、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損の計上並びに通期業績予想の修正」を平成23年11月29日に公表した翌営業日）まで、及び基準日から平成23年９月16日（当社が「減損損失の計上、投資有価証券売却益の発生及び通期業績予想並びに配当予想の修正」を平成23年９月15日に公表した翌営業日）まで、それぞれの期間における株価終値を算定の基礎といたしました。

メリルリンチ日本証券が当社及びヒューリックの１株当たり株式価値の算定にあたって使用した主要な評価方法並びにかかる１株当たり株式価値の算定結果に基づく合併比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の合併比率の評価レンジは、ヒューリックの株式１株に割り当てる当社の株式数の評価レンジを記載したものです。）。

| 採用手法 | 合併比率の評価レンジ |
|---|---|
| 市場株価分析 | 1.46 ～ 1.53 |
| DCF分析 | 2.61 ～ 5.54 |

なお、メリルリンチ日本証券は、当該意見書（フェアネス・オピニオン）の提出及びその基礎となる１株当たり株式価値分析の実施に際し、公開されている又はメリルリンチ日本証券に対して提供され若しくはメリルリンチ日本証券が別途検討し若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しております。また、メリルリンチ日本証券は、ヒューリック経営陣が作成したヒューリックに関する財務予測（以下「ヒューリック予測」といいます。）について、それがヒューリックの将来の業績に関するヒューリックの経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提としております。メリルリンチ日本証券は、当社の指示に従い、当社の経営陣がメリルリンチ日本証券に提供したヒューリックに関する財務予測（以下「昭栄-ヒューリック予測」といいます。）及び当社に関する財務予測について、これらがヒューリック及び当社の将来の業績に関する当社の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提とし、また、ヒューリック予測及び昭栄-ヒューリック予測に反映された将来の業績の相対的な実現可能性に関する当社の経営陣の評価に基づき、当社の指示に従い、分析を実施するにあたり昭栄-ヒューリック予測に依拠しております。メリルリンチ日本証券の当該意見書（フェアネス・オピニオン）及び分析は、必然的に、当該意見書（フェアネス・オピニオン）又は分析の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてメリルリンチ日本証券が入手可能な情報に基づくものです。クレジット市場、金融市場及び株式市場は異常に不安定な状況が継続しておりますが、メリルリンチ日本証券は、かかる不安定な状況が当社、ヒューリック又は本合併に与える潜在的影響について何ら意見又は見解を述べるものではありません。当該意見書（フェアネス・オピニオン）又は分析の日付以降に発生する事象が当該意見書（フェアネス・オピニオン）又は分析の内容に影響を与える可能性がありますが、メリルリンチ日本証券は、当該意見書（フェアネス・オピニオン）又は分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

メリルリンチ日本証券の分析及び意見書（フェアネス・オピニオン）の作成は、当社の取締役会が（当該立場において）本合併の検討において使用するためにその便宜のために作成されたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、メリルリンチ日本証券は、本合併又はそれに関連する事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、本合併に関し、当社のフィナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し、手数料（その相当部分が本合併の完了を条件とします。）を受領いたします。

なお、みずほ証券はヒューリックから、またメリルリンチ日本証券は当社から、ヒューリック及び当社各社の将来の財務見通しの提供を受け、これらをDCF法による分析の基礎としております。みずほ証券及びメリルリンチ日本証券が提供を受けた各々のヒューリックの将来の財務見通しのいずれにおいても、保有する不動産の建替えに伴い発生することが見込まれる除去損の影響等により、当期純利益の大幅な変動が見込まれている年度があります。具体的には、平成26年12月期においてはヒューリックが建替えを予定している不動産が少ないため、前事業年度と比較して大幅な増益が見込まれております。

また、みずほ証券及びメリルリンチ日本証券が提供を受けた各々の当社の将来の財務見通しのいずれにおいても、保有する有価証券や不動産の売却等の影響により、当期純利益の大幅な増減が見込まれている年度があります。具体的には、平成24年12月期及び平成27年12月期においては前事業年度と比較して大幅な増益が、平成25年12月期及び平成28年12月期においては前事業年度と比較して大幅な減益が、それぞれ見込まれております。

みずほ証券及びメリルリンチ日本証券は、ヒューリック及び当社各社の財務見通しの正確性・妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っておりません。

② 算定の経緯

ヒューリックは、みずほ証券による合併比率に関する財務分析の結果を参考に、当社は、メリルリンチ日本証券による合併比率に関する平成23年12月20日付財務分析の結果を参考に、それぞれ各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社で合併

比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記合併比率につき合意に至り、それぞれ平成23年12月20日に開催された取締役会において、本合併につき決定し基本的に合意いたしました。

そして、ヒューリックは、平成23年12月20日における、合併比率の算定及び合意の基礎となった事情に重大な変更が存在しないとの判断に基づき、また、当社は、メリルリンチ日本証券による合併比率に関する平成24年２月２日付財務分析の結果を参考に、各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で協議の上、本統合基本契約において合意した合併比率を本合併に係る合併比率とすることを最終的に決定しております。

③ 算定機関との関係

ヒューリックのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券及び当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるメリルリンチ日本証券は、それぞれヒューリック及び当社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（注）

メリルリンチ日本証券は、各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っているため、メリルリンチ日本証券の分析は全体として考慮される必要があり、一部の分析結果の表明の形で抽出することは、そのような分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解を招くおそれがあります。分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券は、当社及びヒューリック並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について多数の前提を置いており、その多くは当社及びヒューリックにとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。比較分析に用いた如何なる会社にも、当社又はヒューリックと同一のものはありません。これらの分析及び評価は、事業、会社又は証券の価格の鑑定ではなく、かかる分析の結果としての株式価値の範囲は必ずしもこれらが実際に売却される場合の現在又は将来の価格を示すものではなく、これらは分析結果と著しく異なる可能性があります。このように、これらの分析及びその評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。なお、メリルリンチ日本証券は、意見書（フェアネス・オピニオン）の提出及び分析の実施にあたり、当社の指示に従い、ヒューリックの発行している新株予約権については、一定の前提に基づきヒューリック普通株式に転換されることによる希薄化を考慮し、当社の発行している新株予約権については、本合併の効力発生日までに新株予約権保有者がこれを全て放棄することを前提とし希薄化を考慮しておりません。メリルリンチ日本証券は、かかる新株予約権の保有者による新株予約権の行使の有無又はその時期について何ら意見又は見解を表明するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、当社若しくはヒューリック又はそれらの関連会社の資産又は負債（偶発的なものか否かを問わない。）について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また当社及びヒューリック並びにそれらの関連会社の各保有不動産（信託財産である不動産を含みます。）については、当社より提供された評価に依拠しており、それらについて独自の検証は行っておりません。また、メリルリンチ日本証券は、当社若しくはヒューリック又はそれらの関連会社の財産又は資産の実地の見分も行っておりません。メリルリンチ日本証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる法律の下でも、当社又はヒューリックの支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。また、メリルリンチ日本証券は、当社の了解を得た上で、本合併につき、一定の会計・税務上の処理が行われ、本合併が、当社又はヒューリックにとって有税取引とならないことを前提としております。メリルリンチ日本証券は、当社の指示に従い、本合併が重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその条件に従い完了されること、及び本合併に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、当社若しくはヒューリック又は本合併が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること（排除措置又は変更措置が課されることを含みます。）がないことを前提としております。

当社は、メリルリンチ日本証券の実費を負担すること、及び同社の関与から発生する一定の責任について同社に補償することを合意しています。メリルリンチ日本証券の究極の親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーション及びその関係会社は、フルサービスの証券会社且つ商業銀行であり、本合併に係るフィナンシャル・アドバイザリー・サービスとは別に、当社及びヒューリックに対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供し、これに関して手数料を受領することがあります。さらに、メリルリンチ日本証券及びその関係会社は、その通常の業務の過程において、当社、ヒューリック及びそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含みます。）に対して自己又は顧客の勘定で投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

メリルリンチ日本証券は、本合併の形態、ストラクチャー等を含め本合併の条件その他の側面（当該意見書（フェアネス・オピニオン）に明記される範囲における本合併における合併比率分析を除きます。）について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、メリルリンチ日本証券は、当社との統合又はその他の代替取引について第三者に対して興味を示すよう勧誘することを当社から依頼されておらず、かつ勧誘をしておりません。メリルリンチ日本証券の意見は、本合併における合併比率に係る当社にとっての財務的見地からの公正性に限定され、本合併に関連して関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価についても、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、他の戦略又は取引と比較した場合における本合併の相対的な利点について、また本合併の実施に関する当社の業務上の意思決定について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。メリルリンチ日本証券は、当社の普通株式の発行時における実際の価値について、また、本合併の発表後又は完了後を含むいかなる時点においても、当社の普通株式又はヒューリックの普通株式の取引価額又はその売買の是非について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、法律上・会計上・税務上の助言を行うものではありません。

**(訂正前)**

**（５）本合併の後の存続会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容**

| | |
|---|---|
| 商号 | ヒューリック株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都中央区日本橋二丁目５番13号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 西浦 三郎 |
| 資本金の額 | 現時点では確定しておりません。 |
| 純資産の額 | 現時点では確定しておりません。 |
| 総資産の額 | 現時点では確定しておりません。 |
| 事業の内容 | 不動産の所有・賃貸・売買及び仲介事業、その他関連事業 |

なお、上記の他、本合併に必要な事項は今後協議のうえ決定し、合併契約書の締結が終了次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

**(訂正後)**

**（５）本合併の後の存続会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容**

| | |
|---|---|
| 商号 | ヒューリック株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都中央区日本橋二丁目５番13号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 西浦 三郎 |
| 資本金の額 | 8,207百万円 |
| 純資産の額 | 現時点では確定しておりません。 |
| 総資産の額 | 現時点では確定しておりません。 |
| 事業の内容 | 不動産の所有・賃貸・売買及び仲介事業、その他関連事業 |

# 合 併 契 約 書

ヒューリック株式会社（以下「甲」という。）及び昭栄株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の合併（以下「本合併」という。）に関し、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、乙を吸収合併存続会社、甲を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条 （当事会社の商号及び住所並びに合併後の存続会社の商号及び住所）

1．本合併を行う当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

① 吸収合併存続会社

商号：昭栄株式会社

住所：東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1

② 吸収合併消滅会社

商号：ヒューリック株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目5番13号

2．本合併後の吸収合併存続会社の商号及び住所は、以下のとおりとする。

商号：ヒューリック株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目5番13号

第3条 （本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項等）

1．本合併においては、本効力発生日（第6条第1項において定義する。以下同じ。）前日における最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲及び乙を除く。）に対して、その保有する甲の普通株式（但し、会社法第785条に基づく株式買取請求を行った株式を除く。）1株につき乙の普通株式3株を交付する。

2．甲及び乙は、本契約締結後に本合併に重要な影響を及ぼすと合理的に考えられる事由が生じ又は判明した場合には、両者協議のうえ、前項に規定した割当比率を変更することができる。

第4条 （本合併に際して交付する新株予約権の内容及び数並びにその割当てに関する事項等）

1．本合併においては、本効力発生日前日における最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（但し、甲及び乙を除く。）に対し、その所有する甲の新株予約権（但し、会社法第787条に基づく新株予約権買取請求を行った新株予約権を除く。）1個につき、乙の発行する別紙記載の新株予約権1個を交付する。

2．甲及び乙は、本契約締結後に本合併に重要な影響を及ぼすと合理的に考えられる事由が生じ又は判明した場合には、両者協議のうえ、前項に規定した割当比率を変更することができる。

第5条 （資本金、準備金等の額に関する事項）

1．本合併により増加する乙の資本金、準備金等の額は、以下のとおりとする。

① 資本金　　0円

② 資本準備金　　0円

③ 利益準備金　　0円

④ その他資本剰余金　　会社計算規則の定めに従い当該金額を決定する。

⑤ その他利益剰余金　　0円

2．甲及び乙は、本合併の手続上の必要が生じた場合その他の事由により、両者協議のうえ、前項に規定した資本金、準備金等の額を変更することができる。

第6条 （本合併の効力発生日）

1．本合併の効力発生日は、平成24年7月1日（以下、次項に基づく変更後のものを含め「本効力発生日」という。）とする。

2．甲及び乙は、本合併の手続上の必要が生じた場合その他の事由により、両者協議のうえ、前項に規定した本効力発生日を変更することができる。

第7条 （会社財産の管理）

甲及び乙は、本効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め両者協議し、合意のうえ、これを行う。

第8条 （本合併の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本効力発生日前日までの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に著しく重大な変動が生じたとき、又は、著しく重大な瑕疵が発見されたときは、両者協議のうえ、合意により本合併の条件を変更し、又は、本契約を解除することができる。

第9条 （本契約の効力）

本契約は、以下の事由のいずれかが生じたときは、その効力を失う。

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号。その後の改正を含む。）に基づき公正取引委員会に対してなされた本合併に係る事前届出に関し、本効力発生日までに本合併に係る待機期間が経過しないことが客観的に明らかとなった場合

② 本合併を実行することにつき、甲又は乙における株主総会の承認その他本合併を実行する上で必要な法令上の手続が本効力発生日までに履践されないことが客観的に明らかとなった場合

第10条 （協議事項）

本契約に定める事項の他、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、両者協議のうえ、これを決定する。

（以下余白）

上記の事項を証するため本契約書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月2日

甲： 東京都中央区日本橋二丁目5番13号
ヒューリック株式会社
代表取締役社長 西浦 三郎

乙： 東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1
昭栄株式会社
代表執行役社長 藤岡 正男

別紙

# 甲の新株予約権者に交付される新株予約権の内容

新会社は、本効力発生日前日における最終の甲の新株予約権原簿に記載された新株予約権者に対し、甲の新株予約権1個につき当社の発行する以下の内容の新株予約権1個の割合をもって割当交付する。

## １．新株予約権の名称

ヒューリック株式会社第14回新株予約権。

## ２．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個につき当社の普通株式300株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

## ３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により交付する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、316円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で普通株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式（普通株式に限る。）を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## ４．新株予約権の権利行使期間

平成24年7月1日から平成29年4月24日まで

## ５．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

**６．新株予約権の譲渡制限**

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

**７．新株予約権の行使の条件**

① 各新株予約権の分割行使はできないものとする。

② 新株予約権の割当てを受けた者は（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社（以下、「当社等」という。）の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、その地位を喪失した後1年間に限り権利行使することができる。

③ 新株予約権者が法令又は当社等の諸規則に違反した場合は、新株予約権を行使できないものとする。

④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、その権利を行使することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

**８．新株予約権の取得事由及び条件**

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が、前記７②から④に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

**９．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否**

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

**１０．端数の取扱い**

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

**１１．新株予約権の行使に際しての払込取扱場所**

みずほ銀行 東京中央支店（またはその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。）

以 上